

がんばる人たちを応援します!

三芳町公募補助金募集のご案内

(令和8年~10年度交付分)

実績と経験豊かな既存団体と新たな団体との協力により、時代やニーズの変化に対応した共創のまちづくりが、さらに活性化されることを期待し、公益的な活動を支援するために補助金交付希望団体を募集します。

令和8年度、より活用のしやすい補助金を目指し、三芳町公募補助金はリニューアルをしました。

・申請期間、交付日を柔軟化し、申請しやすい制度になりました。

【改定後】

<募集スケジュール>

- ① R8.4.6(月)~R8.5.15(金) : 交付 R8.7 月以降
- ② R8.4.6(月)~R8.5.29(金) : 交付 R8.10 月以降
- ③ R8.4.6(月)~R8.8.31(月) : 交付 R9.1 月以降

<交付対象期間>

交付日~令和11年3月

※交付日については、交付目安の他、ご希望の指定日等があればご相談ください。

<改定後内容>

<令和8年度の募集スケジュール>

No	申込期間	交付目安	交付対象期間 ※最大3年間
①	R8.4.6(月)~R8.5.15(金)	R8.7 月以降	交付日~R11.3 月
②	R8.4.6(月)~R8.5.29(金)	R8.10 月以降	交付日~R11.3 月
③	R8.4.6(月)~R8.8.31(月)	R9.1 月以降	交付日~R11.3 月

※交付対象期間における補助対象経費が対象となります。

※交付につきましては、予算成立を前提としており、議会の議決が得られない場合は、その効力は発生しませんのでご注意ください。

募集内容

応募資格(下記の①から④の全てに該当すること)

- ① 地域の公益の増進に寄与し、かつ、営利を目的としない任意団体もしくは特定非営利活動法人(NPO 法人)
- ② 5人以上で構成され、活動拠点が町内にあり、町内で活動しているもの
- ③ 政治や宗教を主たる目的とする団体でないこと
- ④ 特定非営利活動法人にあっては、法人税に関する諸手続きが行われており、税金を滞納していないこと

(2)対象事業

補助金交付基準に照らして必要性が認められる事業・活動。

(原則として同一の事業・目的で町から他の補助金を受けている団体、もしくは町や町教育委員会と共催する事業・活動は除く。)

(3)補助の額

補助対象経費*総額の100分の10から100分の50まで。

※補助対象経費とは……本補助金では、補助の対象となる費目が定められています。
巻末の別表をご参照ください。

※補助金審査では、金額の妥当性や有効性についても評価を行いますので
妥当性のある金額にて申請ください。

(4)補助の期間

年度単位にて、交付対象期間の事業・活動について申請できます。

その後も継続して補助を希望される場合は、交付期間の満了ごとに手続きが必要です。

※別途、年度毎に補助金受取のための手続きが必要です。

申込方法

(1) 申込み

- ・申請書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて、下記の期日までに、**役場4階政策推進室**へ提出してください(郵送可)。※提出書類の確認のため、ご連絡をすることがあります。

提出書類は次のとおりです。

①三芳町公募補助金申請書(様式1号)

②申請内容の概要書(様式2号)

③関連書類

団体の過去2年分の決算書及び今年度の予算書(任意書式)

団体規約(任意書式)

・会計や監査などについて明文化されている規約(会則等)

構成員の名簿(任意書式)

・会員のうち5名以上の者の名簿を添付してください(住所・氏名を記載。役員が5名以上であれば役員名簿のみでも結構です)。

活動内容を確認できる資料・写真等

・直近に行われた総会の資料等

町ホームページで

・様式1号、様式2号

・申請書記載例

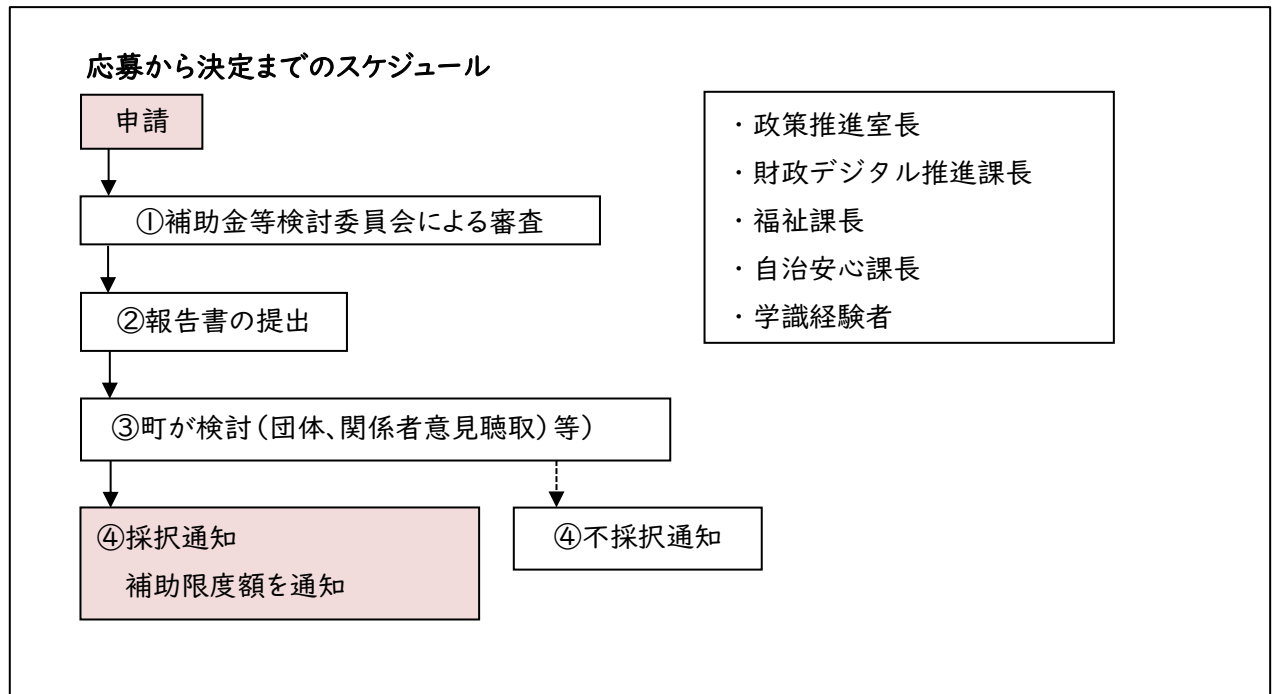
をダウンロードできます。



《別表》 補助対象となる経費

項目	備考
人件費	事務局職員等を雇用するためのものに限る。
報償費	講師等謝金
交通費	電車、バス代等
消耗品及び原材料費	1品につき1万円未満の物品に限る。
図書購入費	
印刷製本費	
通信費	電話料金、インターネット接続料、郵便料金等
保険料	行事等の開催時に掛ける場合に限る。
研修費	講座受講料、大会等参加費(宿泊を伴うものを除く。)
食糧費	講師等の賄い(昼食代等)に係る費用に限る。
使用料	施設使用料(会議、イベント等で使用する場合に限る。)および物品の借上費(レンタル等)
賃借料(借家又は借地)	団体事務所に係るものに限る。
光熱水費	団体事務所に係るものに限る。
警備費	イベント開催時の交通整理に限る。
備品費	団体の運営を効果的・効率的にする物品で、1品につき1万円以上のもの
その他これらに類する経費	必要があると認めるときに限る。

選考の方法と決定までの流れについて(公募補助)

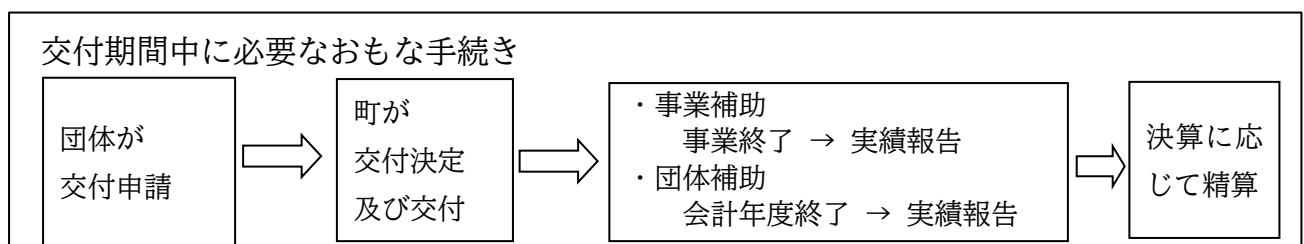


(1) スケジュール

- ①申請のメ切後、三芳町補助金等検討委員会による審査が行われます。
- ②検討委員会は、審査の結果をとりまとめた「報告書」を町長に提出します。
- ③提言を受けて町は補助金を交付すべきか否かを決定します。また決定に当たり必要に応じ、申請団体その他関係者から「意見聴取」を行います。報告書の内容と意見聴取の結果をあわせて検討します。
- ④町が「採択」「不採択」を決定し、各申請団体に通知します。また、採択団体には「補助限度額(上限額)」を通知します。
 - ・交付年限終了以降に補助金の交付を希望する場合は、再度申請いただくことになります(申請ごとに選考をうけることになります)。

(2) 交付決定後、毎年必要な手続きについて

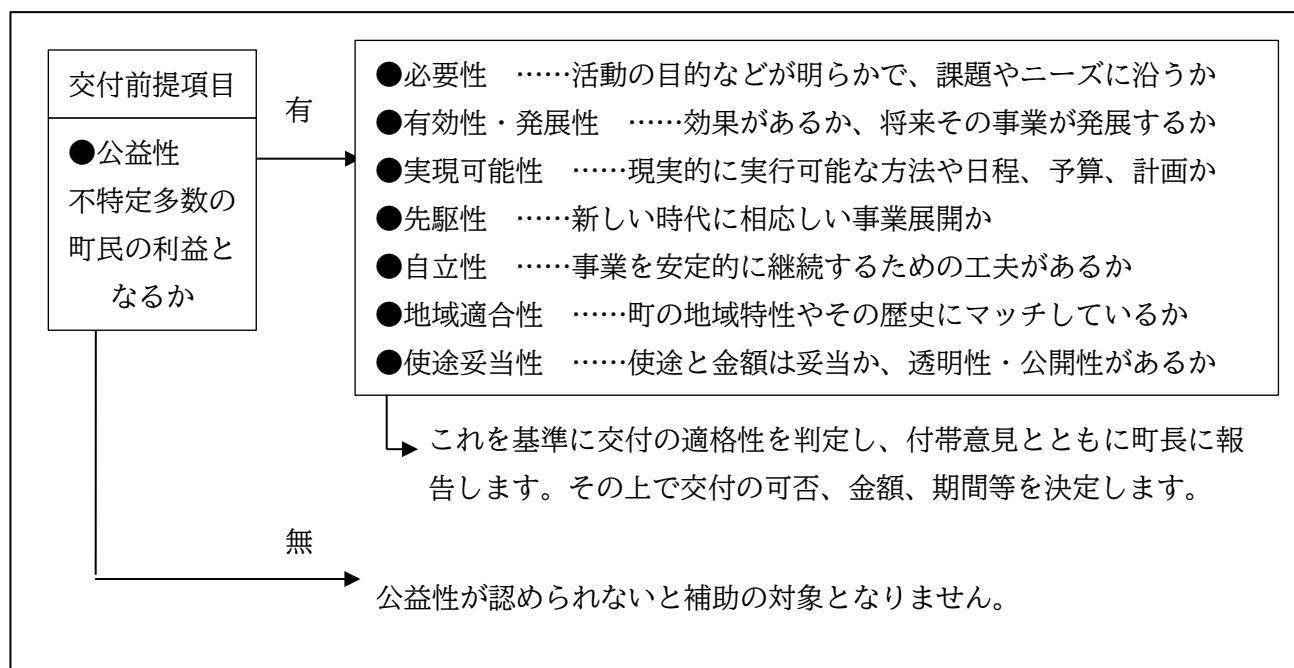
採択された後、補助金の交付を受けるためには、たとえ複数年の交付採択を受けた場合でも、**毎年度、交付申請、報告書等の提出が必要**です。



(3) 補助金の審査判定について

三芳町補助金等検討委員会が別に定める審査判定基準により審査をし、その結果をもとに町が採択・不採択を決定します。重点審査項目は以下となります。

- ① 団体が行う事業の成果は、不特定多数の町民の利益となるものであるか、又はその団体の活動が、地域の発展や町民の福祉向上に直接的に貢献するものであるか。(公益的な活動をしているか)
 - ② 補助金が支出されなければ団体運営、事業活動に影響があるか。
 - ③ 将来的に補助金を活用しなくても自主運営ができるか。
- また、判定基準として下記の基準を設けて判定を行います。



問い合わせ・申請書の提出先



担当：三芳町政策推進室 政策推進担当

〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100-1

TEL 049-258-0019 (内線 422~424)

FAX 049-274-1055

Eメール seisaku@town.saitama-miyoshi.lg.jp